登録商標運用管理実施細則

（目的）

第１条　この実施細則は、沖縄県黒砂糖協同組合（以下「組合」という。）の登録商標運用管理規程（以下「規程」という。）第３条（１）登録第５０５３３６３号、（２）登録第５１９３３３４号、（３）登録第６８５０２６２号、（４）登録第１７２号の商標の適正な運用・管理に関し、必要な事項を定める。

（商標の使用基準）

第２条　規程第３条に係る商標の使用基準は以下のとおりとする。

（１）　沖縄黒糖を１００％使用した商品は、商品名及び一括表示欄の名称を「沖縄黒糖」と表示することができ、「沖縄黒糖マーク」及び「GI マーク」（別図１）を使用することができる。

（２）　前号の表示をした商品をまとめて収容する容器についても同様とする。

（３）　原材料の砂糖の内、１０％以上、含蜜糖を使用した商品とする。但し、使用する含蜜糖は沖縄黒糖１００％とし、加工糖・加工黒糖・輸入黒糖を使用した商品は商標使用を認めない。

前記商品については「沖縄黒糖使用」の表示、又は「沖縄黒糖使用商品のマーク」及び「GI マーク」（別図２）を使用することができる。

（４）　当該商標は、沖縄黒糖又は沖縄黒糖関連商品のＰＲのために作られるポスター、チラシ、パンフレットなどの各種資材に表示することができる。

（使用承認申請）

第３条　商標の使用を希望する者は、「別記様式１」により沖縄県黒砂糖協同組合理事長（以下「理事長」という。）あて、使用承認の申請をしなければならない。なお、申請及び許諾に要する費用は申請者の負担とする。

２　使用承認申請があった場合、組合は商標審査会を開催して申請内容を審査し、規程及び実施細則に適合すると認められた場合には使用を許諾するものとし、使用許諾証を発行するものとする。

３　組合理事長が特に必要と認めたときは、商標の使用に関して条件をつけることができるものとする。

（登録簿）

第４条　組合は、前条の申請に基づく使用許諾を行った場合は、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これを組合事務所に備えておくものとする。

（１） 登録番号
（２） 登録の年月日
（３） 住所、名称、代表者氏名

（商標の表示方法）
第５条　商標は商品の容器又は収容箱等に直接印刷し表示するほか、シールに印刷し、商品の容器又は収容箱等に貼付して表示することができる。

別図１　第２条（１）関係　沖縄黒糖マーク



別図２　第２条（３）関係　沖縄黒糖使用商品マーク



附　則　この実施細則は、平成２０年８月２７日から実施する。

沿　革　　平成２０年８月２７日　　制　定
　　平成２５年５月２８日　　改　正
　　令和８年５月２６日　　改　正